



第441号 平成27年4月1日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町601-1 こどもみらい館 2階

TEL (075) 256-0351

FAX (075) 241-3568

発行人 林 鐘 声

## スルーになっていませんか脊柱側弯症

会長 林 鐘 声

平成28年度からは、保健調査表などから抽出した例には定期健康診断の時に運動器検診を行なうことになることは既に報告しました。

運動器の1つである脊柱の疾病及び異常については、現行のまま全員を対象とする筈ですが、運動器ということで実際としては抽出者を対象とするようになることを危惧します。

早期発見し治療を開始すれば、進行を止めることが出来ること、自覚症状のない初期の側弯の発見には現行の検査手段（京都府医師会発行一学校医の手引き改訂版-25頁の脊柱の項）が有用であることを押さえた上で、今後の動向に注視したいと思います。

果して現行の健康診断の結果はどうでしょうか。平成26年度の定期健康診断集計表から脊柱異常についてまとめ、表としました。

健康診断における脊柱異常の頻度（平成26年度）

	小学生 (59,798人)	中学生 (28,697人)	高校生 (5,461人)
男	0.47%	0.80%	0.31%
女	0.53%	1.06%	0.77%
全体	0.50%	0.92%	0.53%

## 学校でエピペンを使うということ

会長 林 鐘 声

平成26年5月現在、小学生124名、中学生28名、高校生11名、計163名にエピペンが処方されていることが、京都市教育委員会の調査で明らかとなっています。

京都市の学校現場でのエピペン使用の最初は、平成25年7月、部活中の中学生に養護教諭が打ったも

のでした。結局、平成25年度で3件、平成26年度で2件の事例があり、すべて養護教諭が注射しています。

医師は手技を覚えていく時には、指導医のもとで経験を積んでいくことが多いと思います。一方、学校現場では、指導医に相当する者はいないので、周到なシュミレーションでの知識主体の準備とならざ

るを得ません。更に、注射器や薬剤に対する心理的な敷居の高さもあり、医師が考える以上の大きな不安をもっていることを見逃すことは出来ません。現場での問題のありかをよく知った上でないと、私達の行うエピペン講習は不十分なものになりかねません。

そこで、エピペン使用時に臨場していた校長先生に、その経験を私達学校医に伝えて頂けないかとお願いしたところ、以下の文章を頂きました。個人情報にかかわることから、学校名、校長名は伏せてはありますが、なるほどと思う指摘もあり、今後の活動に役立つ貴重な報告となっています。ご精読下さい。

---

---

## 勇気にも似た強い判断力でエピペンを打つ

本校では食物アレルギーのある児童が複数名在籍していますが、牛乳の除去であったり、卵によるアレルギーであったりといった状況でした。この内の男子児童は、以前にアナフィラキシーショックを起こしており、今回二度目のアナフィラキシーショックを起こしました。

この児童は一度目のアナフィラキシーショック後、アレルギー原因食物を特定する検査が続いていたため、給食をとらずに弁当を持参して登校し、そしてエピペンも持参することとなりました。

他府県での事故の事例もあり、研修を受けてはいたものの、保護者よりエピペンを持参するという連絡を受け、急きょ教職員に食物アレルギーとエピペンに関する臨時の研修を休み時間に実施しました。偶然にも、この児童が二度目のアナフィラキシーショックを起こしたのは、初めてエピペンを持参した日であり、急きょ臨時の研修を開催したその日の昼休みでした。

今までの研修で学んで知識として持っている状態とよく似たアナフィラキシーショックの状態であったため、養護教諭がエピペンを打つことに管理職も同意し、その場で児童の足をおさえ、養護教諭が打ちました。そして病院に救急搬送しました。

その後、学校に報告に来られた保護者から、病院の医師が「打たなかったら、死んでいたかもしれない。」と言われたということを聞いた時、本当に打ってよかったと実感しました。

学校として一番不安に思うことは、エピペンを打つ判断です。養護教諭が打つと判断し、管理職もそれに同意したものの、それでよかったのかという不安がありました。研修を受けて知識はありますが、私達は医師ではありません。アナフィラキシーショッ

クの様子はビデオでは見て知っていましたが、実際に目の当たりにしたことはありませんでした。エピペンを打った養護教諭がその日の晩、眠れなかったという言葉は今も心に残っています。エピペンを児童の体に打つことには、アナフィラキシーショックの状態の確認と勇気にも似た強い判断力が求められるということを知りました。

今、学校は目の前にいる児童の命を守るために、石橋をたたくすぎるほどの慎重さと緊張感をもって学校教育活動を進めています。アナフィラキシーショックが起これば、よく確認し、的確に判断して、臆せずエピペンを打ちなさいと研修で伝達されたことを守るほかありません。ただやはり、学校管理下で、アナフィラキシーショックは起こさせたくないというのが正直な思いです。

もう一つ学校として懸念するのは、お弁当を持ってきていたにも関わらず、何かのアレルギー原因食物が運動に誘発されて起こったアナフィラキシーショックのことでした。これは学校としては予期せぬ事態でした。アレルギー原因食物が特定されていれば、その食材を除去することで安心です。しかし、この児童の場合のように特定できない場合は、対応の仕方を考えさせられました。今回のように運動により誘発されたとなると、活発な児童の休み時間や体育の時間の運動制限も考えなくてはなりません。今後の治療の方針とともに、学校でも見通しをもった対応をしていくためには、保護者と連携をとりつつ、医師から丁寧に話を聞くことが大切になってきます。

今回大変ありがたかったのは、不安を解消するためにも医師に時間をとっていただき、学校としての対応について相談させていただくことができたこと

です。実際に医師と共に、保護者、学校の三者が話をさせていただくことで、多くの不安は解消されました。深く感謝をしています。

学校管理下における事故を防ぐためにも、学校として出来る限りの対応はしていきたいです。まず学校が危機意識をもって、常に組織的な対応ができるように準備することが大切だと思います。確実にアレルギー原因食物を除去することは重要なことですが、それで大丈夫だという考えではなく、除去し

ていても今回のように運動によって誘発されたアナフィラキシーショックもあるということから、いつでもどこで起きるかわからないという危機意識と対応策を学校の組織全体が常にもたなければいけないと思いました。

そして、常に学校、保護者、医師と連携をとりながら、一つ一つ丁寧に納得いく対応を積み重ねていくことが、児童の命を守ることに繋がると考えています。

---

---

## 平成26年度学校保健講習会 午後部 シンポジウム「新たな定期健康診断を巡って」

福西小学校医 奥村正治

午後は、「新たな定期健康診断を巡って」と題して、シンポジウムが開催された。本年のシンポジウムは、小・中・高・特別支援学校が行なう定期健康診断の規則の一部改正が決められ、その中味に関して方向性が示された。2年間検討会が持たれ、平成25年12月6日に検討会の意見としてまとめられた。平成26年4月30日付けで、文部科学省より改正案が発表された。

- ①母子愛育会日本こども家庭総合研究所所長の衛藤隆先生が、「学校保健安全法施行規則の一部改正による新たな健康診断」と題して、総論的な話題でした。
- ②東京女子医科大学名誉教授の村田光範先生から、「必須項目としての座高削除と成長曲線の活用」と題して
- ③日本学校保健会理事・横浜市医師会会長の古谷正博先生より、「四肢の状態の必須項目とその意義」と題して、今までの体幹・四肢の検診をもっと具体的に進める運動器検診の話
- ④大分こども病院院長の藤本保先生より、「保健調査の充実とそのあり方」と題して、親が記入する保健調査表の具体的な話題
- ⑤日本眼科医会常任理事の柏井真理子先生より、「学校における色覚の対応について」と題して、必須から削除されたが、色覚検査の重要性の話を聞いた。

この①～⑤は平成28年度（来年度）より行なわれ

る話題ばかりであったので、シンポジウムというよりは、この様になりますよ！！という注意点の指導の様な話しに終わった。変更点を列挙しておきます。

- 1) 座高を削除したのは、測定はするが、あまり活用されていないので、必須から無くしたが、身長曲線・体重曲線→成長曲線であるが、日本学校保健会でソフトを販売しているので、児童・生徒全員つけるのが望ましい。
- 2) 寄生虫検査を必須項目より削除する。ただし、地域差が大きい検査なので、寄生虫検査を行なう地域も出て来る。
- 3) 四肢の状態を今まで以上に、必須項目に取り入れ、運動器検診として新たに加える。具体的な指針は、8月頃に文科省よりマニュアルが出されるので、それまでは、具体的な方向性すら不明である。8月にマニュアルが出て、翌年4月からの検診に間に合うでしょうか？フロアーからも「無理な期間であるので、マニュアルをもっと早く！」という意見は多かった。今回の講習会で提示されると期待して東京まで行ったが、空振りに終わった。
- 4) 保健調査の充実として、ひな型も提示され、今までは入学時（小学校）のみ必須とされていた。京都市においてはすでにどの学年においても実施されているが、全国的にみると出来ていない地域もあり、小中高まで必須とされた。予防接種歴も含め記録する事になっており、京都市は早くから行なっており、この部分は一部の変更ですみそう

である。が、運動器の部分もあり、改訂は二学期中の作業となり、来年度より間に合うか？少し心配もある。幼、大学、支援学校は従来通り必要と認める時にと変更はなしである。又、定期健康診断後にお知らせの形で、受診等お勤めの報告が親御さんに出されていたが、異常等の発見がなかったケースにもお知らせを出す様にと話しがあった。

- 5) 色覚検査も京都市は進んでおり、特別問題とする必要はないかも知れないが、多くの児童・生徒さんの検査が行なえる様、教職員の知識向上や、保護者等への周知を図る事が重要であるとしめく

くられた。

8月にマニュアルが文科省から出て、京都市はどうするかを教育委員会等々と話し合い、校医にとって講習会が必要な場合は、本年度中に講習会が開かれると思いますが、文章等に対応可能となれば、順次、文章が出ますので、お忘れ等なくお目通し下さい。又、養護の先生には12月に講習会が予定されており、その時に周知徹底なさる様です。教職員に関しては①水銀の血圧計で測定となっていたのを、電子血圧計でも良しと、②胃の検査もX線で、となっていたのが、内視鏡等の検査も良しとするとなった。

---

---

## 第11回 常任理事会

---

---

平成27年4月4日

於：事務局

**出席者** 林会長、竹内・井本副会長、杉本専務理事、東道・大久保・山内・安野各常任理事、佐野眼科学校医会副会長、奥村副議長、長村監事

### ・会長挨拶

### <報告事項>

1. 校医・小児科医感染症講演会 3/7 16:30～  
於：ANAクラウンプラザホテル京都
2. 東山支部会 3/8 18:00～ 於：萬重
3. 色覚相談 3/10, 3/17, 3/24
4. 精神衛生研究会 3/12
5. 第34回 京都府医師会学校医部会総会  
3/12 14:30～ 於：京都府医師会館
6. 第27回 子どものこころと身体懇話会  
3/14 15:00～ 於：京都第二赤十字病院
7. 平成27年度 新任校医研修会  
3/26 14:00～ 於：こどもみらい館
8. 新任学校医研修会 3/28 15:00～  
於：京都府医師会館
9. その他

### <協議事項>

1. 平成27年度 京都市学校保健会役員選出について  
会長：林先生、副会長：竹内先生
2. 平成27年度 京都市小学生記録会出務医について  
水泳記録会 7/29, 陸上・持久走記録会 10/18
3. 第66回 指定都市学校保健協議会参加者について  
5/16～17 於：名古屋市
4. 三師会日程について 6/6 18:00～
5. 平成27年度 各懇談会日程について  
市教委・校園長会・養護教諭研究会
6. ご勇退者に対する連絡方法について
7. ホームページについて
8. 会誌原稿について（6月末締切）
9. 平成27年度総会について 4/18 15:30～  
於：竹茂楼
10. その他

### <関連学会・各種協議>

1. 色覚相談 4/7, 4/14, 4/21, 4/28
2. 全理事会 4/9 14:00～
3. 精神衛生研究会 4/9 14:30～16:30
4. 第64回 京都市学校薬剤師会懇親会 4/11  
18:00～ 於：京都タワーホテル
5. 京都市学校医会平成27年度総会 4/18  
15:30～ 於：竹茂楼
6. 第1回常任理事会 5/9 14:00～
7. その他